

# 盗撮サイト運営会社摘発

## 動画買い取り保管容疑

福岡県警

リベンジポルノ防止法  
元交際相手の裸など個人的に撮影した画像や動画を報復のためにインターネットに流出させる行為を防ぐため、2014年11月に施行された。正式名称は「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」。面識のない相手を盗撮した性的な写真や映像を公表した場合も適用でき、被写体が特定できれば3年以下の懲役または50万円以下の罰金、公表させる目的で第三者に提供すれば1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科される。

トイレで女性を盗撮した動画などをインターネット上で有料配信していたサイト運営会社の役員ら十数人が、わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管容疑などで福岡県警などに逮捕されていたことが捜査関係者への取材で分かった。同社はネット上で盗撮動画などを買い取ったとみられ、県警は性的な画像の無断公表を禁じるリベンジポルノ防止法違反容疑で提供者も逮捕して全容解明を進めている。盗撮動画サイトの運営側を検挙するのは異例。

【平川昌範】

### 芸能人も被害？

捜査関係者などによります。役員らは今年8月、沖縄県宜野湾市の会社事務所のコンピ

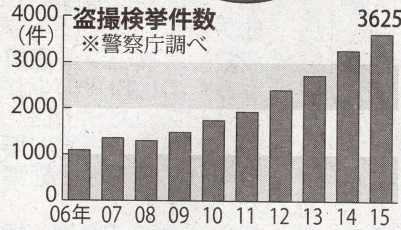
とされる。県警が同月、事務所を家宅捜索し、動画などを押収して役員らを逮捕した。一部は既に起訴されており、数人はリベンジポルノ防止法違反(公表)で追起訴されている。同社が運営に関わったとみられるサイト

ユーチューブに有償で配信する目的でわいせつな動画を保管したなど、とされる。県警が同月、事務所を家宅捜索し、動画などを押収して役員らを逮捕した。一部は既に起訴されており、数人はリベンジポルノ防止法違反(公表)で追起訴されている。同社が運営に関わったとみられるサイト

は複数あり、海外のサーバーを通して動画を配信したとみられる。米ドルで月額料金を支払った会員がダウンロードでき、動画の中には福岡市の商業施設のトイレなどで女性の下半身を盗撮したとみられる映像もあった。

サイトには「芸能人」り、動画を同社に売ったとみられる30代の男もリベンジポルノ防止法違反(公表目的提供)容疑で逮捕、起訴されている。県警は、他にも同社に盗撮動画などを売った人物がいるとみて捜査している。

### 検挙件数 10年で3倍



カメラの小型化やスマートフォンへの普及により、全国で盗撮被害は増え続けている。警察庁によると、盗撮を理由に全国の迷惑防止条例違反で検挙された件数は2006年の1087件から、昨年は3625件と10年間で約3.3倍に増え

売られるなど、偽装の手法も巧妙化している。撮影した映像をインターネット上で買い取るサイトは、今回摘発されたもの以外にも複数存在しており、買い取り業者の存在が盗撮を助長している側面もあるとみられる。

全国盗撮犯罪防止ネットワーク(和歌山市)の平松直哉代表は「画像や動画がインターネットで拡散してしまう時代になり、被害者が受けるダメージは深刻さを増している。カメラの小型化が進む中で被害者自身が盗撮を防ぐのは難しく、盗撮に利用されないよう施設側が対策を考えると同時に、盗撮をビジネスにする一連の行為を処罰する法律を制定して厳罰化を進めるべきだ」と話している。

